

拓殖大学別科規程

第1章 総則

(目的)

第1条 拓殖大学別科（以下「別科」という。）は、本学の建学の理念を基にした国際的視野に立つ有為な人材を育成することを目的とする。

(課程)

第2条 別科に、日本語教育課程を置く。

2 日本語教育課程は、大学または大学院等に進学を希望する留学生等に、日本語、日本事情、日本文化等を教授する。

(修業年限及び在学期間)

第3条 修業年限は、春入学1年、秋入学1年7ヶ月とする。

2 春入学の在学期間は、2年を超えない範囲で認めることがある。

(入学定員)

第4条 入学定員は130名とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は二学期に分け、4月1日から9月30日までを前学期、10月1日から翌年3月31日までを後学期とする。

(休業日)

第6条 休業日は、拓殖大学学則第21条第1項の規定による。

2 学長は、運営委員会の議を経て前項に規定する休業日を変更することができる。

3 第1項に規定するもののほか、学長は、運営委員会の議を経て臨時休業日を定めることができる。

第3章 授業科目、試験及び修了

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目及び単位数並びにその履修方法は、別表第3のとおりとする。

第8条 修了に必要な必修科目の修得単位数は、春入学38単位以上、秋入学57単位以上とする。

(学業成績の評価)

第9条 学業成績は、履修した科目について、試験及び出席状況並びにその他の成績により評価する。

2 評価は100点満点で算出し、次の基準によりS、A、B、C及びFとする。このうちS、A、B及びCを合格、Fは不合格とする。

合格	100～90点	S
〃	89～80点	A
〃	79～70点	B
〃	69～60点	C
不合格	59点以下	F

(修了証書の授与)

第10条 春入学は1年、秋入学は1年7ヶ月以上在学するとともに、所定の単位を修得し、合格の認定を受けた者に、修了証書を授与する。

第4章 入学・休学・復学・除籍・退学及び保証人 (入学)

第11条 入学の時期は、春入学4月1日、秋入学9月1日とする。

- 2 入学できる者は、拓殖大学学則第25条の規定による。
- 3 入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に別表第1に定める入学検定料を添えて願い出る。
- 4 入学者の選考方法は、別に定める。
- 5 合格の通知を受けた者は、所定の書類に学費を添えて、期日までに提出する。
- 6 学長は、入学手続完了者に入学を許可する。

(休学)

第12条 病気その他やむを得ない事由で就学できないときは、証明書類を添えて、保証人連署の上願い出、その許可を得て休学することができる。

- 2 ただし、修業年限を超えて休学することはできない。

(復学)

第13条 休学の理由が消滅したときは、保証人連署の上、復学を願い出、その許可を得て復学することができる。

(除籍)

第14条 学長は、次の各号の一に該当する者を、運営委員会の議を経て、除籍する。

- (1) 学費を指定された期間内に納付しない者
- (2) 修業年限が第2条に定める期間をこえた者
- (3) 休学期間をこえて修業できない者
- (4) 死亡した者

(退学)

第15条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記し保証人連署の上、学生証を添えて願い出る。

(保証人)

第16条 別科に入学する者は、原則として日本に在住する者を保証人として届け出ること。

- 2 保証人は、学生が学業に専念すること及び在学中の経費並びに帰国時の旅費に関する一切の事項について、その責務を履行できる者とする。
- 3 保証人は、身分上の異動及び住所変更等があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 保証人が死亡又はその他の事由により、その責務を履行できないときは、新たに保証人を定めなければならない。

第5章 学費

(学費)

第17条 学費は、入学金、授業料、教育研修費で構成され、その額は、別表第2に定めるとおりとする。

第18条 学費は、別に定める期日までに納付しなければならない。

- 2 納付した学費は返還しない。ただし、第11条に定める入学の時期前に入学を辞退した場合は、この限りでない。
- 3 前項による場合も、入学金は返還しない。ただし、在留資格認定証明書の不交付の場合を除く。

第6章 賞罰及び奨学生

(表彰)

第19条 学力優秀、品行方正な者、又は特別の善行があった者は、表彰することができる。

(懲戒)

第20条 この規程、その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、懲戒として情状により譴責、停学又は退学の処分を行う。

2 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者
- (4) 正当な理由がなくて出席が常でない者

第21条 表彰及び懲戒は、運営委員会の議を経て学長がこれを行う。

(奨学生)

第22条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められた学生を奨学生とすることができる。

2 奨学生に関する事項は別に定める。

第7章 教職員組織

(教職員)

第23条 別科に別科長、別科教員及びその他の教職員を置く。

(運営委員会)

第24条 別科に重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学に関する事項
- (2) 学生の試験及び修了に関する事項
- (3) 教務に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) その他別科運営に係る重要な事項

3 前項のほか、運営委員会に関する事項は別に定める。

第8章 規程の改廃

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て理事長が決定する。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者については、拓殖大学留学生別科学則（昭和47年4月1日制定）を適用し、その修了をもって同学則は廃止する。

別表第1 (入学検定料)

項 目	金 額	
	春入学	秋入学
入学検定料	10,000 円	10,000 円

別表第2 (学費)

項 目	金 額	
	春入学	秋入学
入学金	125,000 円	125,000 円
授業料	475,000 円	712,500 円
教育研修費	30,000 円	45,000 円

別表第3 (授業科目及び単位数)

教 科	授 業 科 目	単 位 数 ○：必修、()：指定者必修	
		春 入 学 (1年)	秋 入 学 (1年7ヶ月)
日 本 語	日 本 語 (表 記)	②	③
	日 本 語 (読 解)	⑥	⑨
	日 本 語 (文 型)	⑩	⑮
	日 本 語 (会 話)	⑥	⑨
	日 本 語 (作 文)	②	③
	日 本 語 (聴 解)	②	③
	日 本 語 (演 習)	②	③
日 本 事 情	日 本 事 情	④	⑥
英 語	英 語 (文 法)	②	③
	英 語 (読 解)	②	③
	英 語 (初 級 演 習)	(2) 2	(3) 3
社 会	現 地 代 理 社 会 史	4 4	6 6
	文 理 系 数 学 学	4 4	6 6
理 科	物 理 学	4	6
	物 理 学	4	6
	化 学 物 理	4	6